

JIS

低圧電気設備一
第 4-42 部：安全保護一熱の影響に対する保護

JIS C 60364-4-42 : 2022
(IEC 60364-4-42 : 2010 + AMD1 : 2014)

令和 4 年 3 月 22 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	熊田 亜紀子	東京大学
(委員)	青木 真理	川崎市地域女性連絡協議会
	青柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	加藤 正樹	一般財団法人電気安全環境研究所
	菅 弘史郎	電気事業連合会
	高尾 登	IEC/ACTAD 国内委員 (東京電力ホールディングス株式会社)
	藤原 昇	一般社団法人電気学会
	松岡 雅子	株式会社 UL Japan
	山田 美佐子	一般財団法人日本消費者協会
	渡邊 信公	一般社団法人電気設備学会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 18.3.25 改正：令和 4.3.22

官 報 掲 載 日：令和 4.3.22

原案作成協力者：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 古関 隆章)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 熊田 亜紀子)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail: jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
420.1 適用範囲	1
420.2 引用規格	1
420.3 用語及び定義	2
421 電気機器に起因する火災に対する保護	3
421.1 一般要求事項	3
422 特別な火災の危険がある場所の予防措置	5
422.1 一般事項	5
422.2 非常時の避難条件	5
422.3 処理又は貯蔵物質の性質による火災の危険がある場所	6
422.4 可燃性構造材料のある場所	9
422.5 延焼性の構造物	10
422.6 貴重な物品を危険にさらす場所内の設備の選定及び施工	10
423 やけどに対する保護	10
424 過熱に対する保護	11
424.1 強制通気暖房方式	11
424.2 温水器又は蒸気発生器	11
424.3 室内暖房器具	11
附属書 A (参考) サムカントリーノート	13
附属書 B (参考) アーク検出装置 (AFDD)	14
参考文献	15
解 説	17

まえがき

この規格は、産業標準化法に基づき、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 60364-4-42:2006** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

低圧電気設備—第 4-42 部：安全保護— 熱の影響に対する保護

Low-voltage electrical installations—Part 4-42: Protection for safety— Protection against thermal effects

序文

この規格は、2010 年に第 3 版として発行された IEC 60364-4-42 及び 2014 年に発行された Amendment 1 を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。ただし、追補 (amendment) については、編集し、一体とした。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

420.1 適用範囲

この規格は、低圧電気設備（以下、電気設備という。）が、人、家畜及び財産に与える次の危険からの保護対策について規定する。

- 電気機器に起因する熱の影響、材料の燃焼又は劣化、及びやけどの危険
- 電気設備からバリアによって隔離されている近傍の他の防火区画へ延焼する火災時の炎
- 安全設備を含む電気機器の安全機能の低下

注記 1 熱の影響に対する保護に関しては、国の法的要求などが適用される場合がある。

注記 2 過電流保護は、JIS C 60364-4-43 で取り扱われる。

注記 3 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 60364-4-42:2010, Low-voltage electrical installations—Part 4-42: Protection for safety—Protection against thermal effects + Amendment 1:2014 (IDT)

なお、対応の程度を表す記号“IDT”は、ISO/IEC Guide 21-1 に基づき、“一致している”ことを示す。

420.2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格のうち、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS C 3665（規格群） 電気ケーブル及び光ファイバケーブルの燃焼試験

注記 対応国際規格における引用規格：IEC 60332 (all parts), Tests on electric and optical fibre cables